

5 県税のあらまし

個人県民税

納める人

毎年1月1日を基準にして、次の人が納めます。

- ① 県内に住所がある人……………均等割と所得割
- ② 県内に事務所・事業所又は家屋敷がある人で、その事業所などがある市町内に住所がない人……………均等割のみ

※ただし、次の人は非課税です。

〈均等割と所得割どちらも課税されない方〉

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 前年の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦(夫)またはひとり親
- ③ 前年の合計所得金額が次により算出した額以下の人

基準額(※1)×家族の人数 (同一生計配偶者+扶養親族+本人)	+	加算額(※2) (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合)
------------------------------------	---	----------------------------------

※基準額及び加算額(※1、2)は市町の条例により定められ、生活保護法の級地区分により異なります。

	基準額(※1)	加算額(※2)	県内市町
1級地	350,000円	310,000円	該当なし
2級地	315,000円	289,000円	長崎市、佐世保市、西海市
3級地	280,000円	268,000円	他の市及び町

〈所得割が課税されない方〉

- ① 前年の総所得金額等の合計額が〔35万円×家族の人数(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円(同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合は、32万円の加算はありません。)] 以下の人

納める額

$$\text{個人県民税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

- 均等割額…年1,500円(ながさき森林環境税を含みます)

- 所得割額…前年の所得金額に応じて計算

$$\text{所得割額} = \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{(前年の総所得金額等 - 所得控除額)}} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

- 課税総所得金額

総所得金額等は、給与や事業収入などのほか、預金利子や不動産の貸し付け・譲渡、退職金、賞金、年金などの収入を合計し、必要経費などを差し引いて計算します。

所得控除には、給与や年金の収入額に応じて決まっているものや、社会保険料や生命保険料の控除、障害者控除、扶養家族や配偶者に関する控除などがあります。

詳しくはお住まいの市町の税務担当課にお問い合わせください。

- 税率 4%

- 税額控除額

税額控除には、外国税額控除や配当控除、住宅ローン控除、寄附金控除などがあります。

詳しくはお住まいの市町の税務担当課にお問い合わせください。

納める時期と方法

3月15日までに住所地の市町に申告書(市町村民税と同じ用紙)を提出してください。

ただし、所得税の確定申告をした人又は給与所得のみの人は、申告は必要ありません。

市町から送付される納税通知書(納付書)により、年4回(お住まいの市町によって異なります)に分けて、市町村民税とあわせて納めます。

ただし、給与所得のみの人は、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収(天引き)されます。

市町に納められた個人県民税は、毎月まとめて市町から県に払い込まれます。



なるほど! なっちゃん

■ 「住民税」って何のこと?

「住民税」とは、県民税と市町村民税をあわせた呼び方です。県民税と市町村民税は、納税者や税額を計算する基準(所得など)が共通しているので、市町がまとめて集めています。

令和7年度の個人住民税の計算例（給与所得者の場合）

設 例 X町に住む会社員、Aさんの個人住民税を計算します。

・ 家族	 A（40歳 会社員）、B（妻39歳 前年の収入95万円）、 子供CとD（17歳と11歳 無収入）
・ 住所	 X町（人口1万人）
・ 前年の収入	 660万円（収入は給与のみ）
・ 社会保険料	 35万円
・ 保険期間10年以上の長期傷害保険料支払額	 2万円
・ 生命保険料	 21万円（うち個人年金保険料 10万円）（旧契約分）

個人住民税（個人県民税＋個人市町村民税）

= 均 等 割 + 所 得 割

均 等 割 ① + ② → **4,500円**

個人県民税 1,500円 ①

個人市町村民税 3,000円 ②

所 得 割 ③ + ④ → **329,500円**

= 収入 - 給与所得控除額 - 所得控除額 × 税 率 - 調整控除額
〔課税総所得金額〕

収入金額	660万円
- 給与所得控除額	176万円
- 所得控除額（右に内訳を示しています）	152万円
〔課税総所得金額〕	332万円

【所得控除額の内訳】

・ 基礎控除	43万円
・ 配偶者控除	33万円
・ 扶養控除	33万円
・ 社会保険料控除	35万円
・ 生命保険料控除	7万円
・ 地震保険料控除	1万円

個人県民税 332万円 × 税率4% - 調整控除額1,000円 = **131,800円** ③

個人市町村民税 332万円 × 税率6% - 調整控除額1,500円 = **197,700円** ④

〈均等割〉 〈所得割〉
Aさんの個人住民税 = **4,500円** + **329,500円** = **334,000円**



なるほど！ なっちゃん

■ 「ながさき森林環境税」ってどんなもの？

私たちが生活するうえで欠かせない役割を担い、県民共通の財産である森林が、社会情勢の変化による様々な理由から手入れができず荒れ始めています。

長崎県では、その森林を元気にし、これからも守っていく事業を行うために、平成19年度から「ながさき森林環境税」を導入しました。

■ 税のしくみはどうなってるの？

県民税（均等割）に、個人で年間500円、法人で資本金等の額に応じて1,000円～40,000円が上乗せされます。（法人県民税は、15ページをご覧ください）

■ ながさき森林環境税の税収はどのように使われるの？

令和6年度のながさき森林環境税の税収は約3億9千万円で、環境重視の森林づくりや県民参加の森林づくりに活用されます。

森林づくり・税のつかいみちに関するお問い合わせ先

県の林政課

電話：095-895-2981

FAX：095-895-2596

Webで **長崎県 林政課**

検索





なるほど! なっちゃん

寄附金控除制度について

国や、地方公共団体、公益法人などに寄附をした場合、一定の範囲で所得税・個人住民税から控除が受けられる「寄附金控除」制度があります。

平成 22 年度からは、個人住民税からの控除の対象となる寄附金が広がりました。

■ 寄附金控除の対象となる寄附金にはどんなものがありますか?

個人住民税で、寄附金控除が受けられるのは次の 3 つです。

①	都道府県、市区町村への寄附金
②	住所地の都道府県共同募金会と日本赤十字社（支部）への寄附金
③	県又は市町が条例により指定した寄附金 ※長崎県では、次の要件をいづれも満たす寄附金を条例により指定しています。 (1) 所得税の寄附金控除の対象であって、国・政党以外へ寄附したもの (2) 長崎県内に事業所等を有している法人・団体へ寄附したもの、または知事・県教育委員会 が主務官庁となっている公益信託へ支出したもの

寄附金控除の拡大について

県又は市町が条例により指定した寄附金（③）については、平成22年度から寄附金控除の対象となりました。

対 象 平成21年 1 月 1 日以後に支出した寄附金（寄附した年の翌年度の個人住民税で控除されます）

■ 控除額はどのように算定されますか?

個人住民税からの基本控除額は、次の算式で求めます。

なお、地方公共団体への寄附については、基本控除に加えて、特例控除があります。（下の「都道府県・市区町村への寄附について」をご覧ください。）

基本控除

対象寄附金の合計額
又は
総所得金額等 × 30 %
※いずれか低い額

－ 2,000 円

※住民税は
H23.1.1 以降
寄附分から
2,000 円

× 控除率 10 % (※)

※県又は市町が条例により指定した寄附金(③)については、次のとおり控除率が異なります。
・県の条例のみで指定した寄附金・・・4 %
・市町の条例のみで指定した寄附金・・・6 %
・県及び市町の条例で指定した寄附金・・・10 %

都道府県・市区町村への寄附について（ふるさと納税）

地方公共団体に対する寄附については、基本控除に加え、次の計算式で求める額（特例控除）が加算されます。

特例控除^(※1) = (寄附金の合計額－2,000 円) × 所得区分に応じた割合

※1 ただし、住民税所得割の 2 割が上限になります。

(例) 給与収入 700 万円の夫婦の場合、長崎県に 5 万円を寄附されますと、個人の住民税から 38,200 円、所得税（復興特別所得税分含む）から 9,800 円 合計で 48,000 円の税額が軽減されます。

寄附金額 50,000 円				
ア 基本控除額 4,800 円	イ 特例控除額 33,400 円	ウ 所得税の控除分 9,600 円	エ 復興特別所得税の控除分 200 円	オ 自己負担額 2,000 円

【個人住民税分】

ア 基本控除額 (寄附金－2,000 円) × 10 % (一律)
48,000 円 × 10 % = 4,800 円
イ 特例控除額
(寄附金－2,000 円) × (90 %－20 % (所得税の限界税率※))
× 1.021 (復興特別所得税率の加算)
48,000 円 × (90 %－限界税率 20 % × 1.021) = 33,400 円
住民税所得割の 2 割が控除額の限度となるため、
353,000 円 × 2 割 = 70,600 円 > 33,400 円 → 33,400 円

※所得税の限界税率とは?

限界税率とは、個人の課税所得金額に応じて適用される所得税の税率のうち最も高い税率をいいます。

エ 復興特別所得税の税額軽減
9,600 円 (ウ) × 2.1 % (復興特別
所得税率) = 200 円

ウ 所得税の所得控除による税額軽減
(寄附金－2,000 円) × 20 % (所得税の限
界税率※)
48,000 円 × 20 % = 9,600 円

県民税配当割

納める人

県内に住所を有し、上場株式等（注1）の配当等（注2）の支払を受ける人が、配当等の支払をする株式会社などを通じて納めます。

（注1）「上場株式等」とは、次のものをいいます。

- ①株式等で金融商品取引所に上場されているもの
・上場株式、ETF（上場投資信託の受益権）等
- ②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権
・公募株式等証券投資信託や公募公社債投資信託の受益権
- ③特定公社債
・国債、地方債、外国国債、公募公社債等

（注2）「配当等」とは、次のものをいいます。

- ①利益の配当 ④投資信託の収益の分配
- ②剰余金の分配 ⑤特定目的信託の収益の分配
- ③基金利息

※平成28年1月1日以降は、国債、地方債等の特定公社債等の利子等及び特定口座外の割引債の償還差益が課税対象に加わりました。

納める額

$$\text{税額} = \text{配当等の支払を受ける金額} \times \text{税率}$$

- 税率
5%。このほかに国の所得税及び復興特別所得税が15.315%かかります。

納める時期と方法

配当等の支払をする株式会社等（特別徴収義務者）が、配当等の支払の際に、その額から県民税配当割を特別徴収（天引き）し、その翌月10日（源泉徴収選択口座内配当は翌年1月10日）までに申告して納めます。



なるほど！ なっちゃん

市町への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%相当額は、県内の各市町へ一定の基準により交付されます。令和6年度における市町への交付額の合計は、約8億円です。

株式の配当等にかかる税金について

①上場株式等の配当（大口以外）の場合

～H15.3月	H15.4月～12月	H16.1月～H25.12月	H26.1月～
総合課税(20%の源泉徴収) 又は 選択により35%の 源泉分離課税 ＋ 住民税の総合課税 (他の所得と通算して課税、要確定申告)	・総合課税(他の所得と通算して申告納付する方式)に一本化(源泉分離課税は廃止)。 源泉徴収(確定申告不要)を選択することも可能。 ※配当控除や還付を受ける場合には確定申告が必要です。 源泉徴収：配当額の10% 10%:所得税 (又は確定申告)	源泉徴収：配当額の10% 3%:県民税配当割 7%:所得税 (又は確定申告)	源泉徴収：配当額の20% 5%:県民税配当割 15%:所得税 (又は確定申告)

②公募証券投資信託（収益分配金、解約・償還差益）の場合

～H15.12月	H16.1月～H25.12月	H26.1月～
源泉分離課税 (確定申告不要、配当額の20%、源泉徴収) 5%:住民税 15%:所得税	・上場株式等の配当の場合と同じです。 ※確定申告をすれば株式譲渡益との損益通算ができます。 源泉徴収：配当額の10% 3%:県民税配当割 7%:所得税 (又は確定申告)	源泉徴収：配当額の20% 5%:県民税配当割 15%:所得税 (又は確定申告)

※平成25年1月1日から国の所得税には復興特別所得税が加算されています。



県民税株式等譲渡所得割

納める人

1月1日現在において、県内に住所を有し、源泉徴収選択口座（注1）内の上場株式等（注2）の譲渡の対価等の支払を受ける人が、証券会社などを通じて納めます。

（注1）「源泉徴収選択口座」とは、1証券会社につき1口座のみ開設できる特定口座（上場株式等の保管の委託又は信用取引にかかる口座）のうち、証券会社に特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座をいいます。

（注2）「上場株式等」とは、次のものをいいます。

- ①株式等で金融商品取引所に上場されているもの
・上場株式、ETF（上場投資信託の受益権）等
- ②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権
・公募株式等証券投資信託や公募公社債投資信託の受益権
- ③特定公社債
・国債、地方債、外国国債、公募公社債等

※平成 28 年 1 月 1 日以降は、源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡所得等及び割引債の償還差益が課税対象に加わりました。

納める額

$$\text{税額} = \text{株式等の譲渡によって出た利益} \times \text{税率}$$

● 税率

5%。このほかに国の所得税及び復興特別所得税が 15.315%かかります。

納める時期と方法

源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡の対価等の支払いをする証券会社（特別徴収義務者）が、原則として年間分を一括して翌年 1 月 10 日までに申告して納めます。



なるほど！ なっちゃん

■ 市町への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%相当額は、県内の各市町へ一定の基準により交付されます。

令和 6 年度における市町への交付額の合計は、約 13 億円です。

■ 株式等の売却にかかる税金について

～H14.12 月	H15.1 月～12 月	H16.1 月～H25.12 月	H26.1 月～
源泉分離課税 (源泉徴収：譲渡益の 1.05%)	譲渡益の 10% 3%：住民税所得割 (翌年度に課税)	源泉徴収：譲渡益の 10% 3%：県民税株式等 譲渡所得割	源泉徴収：譲渡益の 20% 5%：県民税株式等 譲渡所得割
申告分離課税 (要確定申告：譲渡益の 26%)	7%：所得税 (源泉徴収)	7%：所得税	15%：所得税
(いずれか選択)	(又は確定申告)	(又は確定申告)	(又は確定申告)

※平成 15 年より、申告分離課税に一本化（源泉分離課税は廃止）。

源泉徴収選択口座を利用すれば確定申告は不要です。

※平成 25 年 1 月 1 日から国の所得税には復興特別所得税が加算されています。